

意外と知らない 「健康保険限度額適用認定証」 って何？

医療費が高くなりそうな時に役立つのが、「健康保険限度額適用認定証」です。しかし、平成19年4月にできたこと・名称が分かりにくいこと、などから、その認知度はとても低いようです。この制度は、「高額療養費を先に受け取れる」ものですが、詳細を以下に説明します。

1. 「高額療養費」を改めて確認します。

医療費の自己負担（3割）は受診の都度、医療機関の窓口で支払います。しかし、入院したり、頻繁な通院などで、1ヶ月の医療費が高額になる場合もあります。その際、現金で支払った額のうち、下表の金額を超えた分は本人が請求すれば払い戻される、というのが高額療養費です。

つまり、この場合でも一度は現金で支払う必要があります。

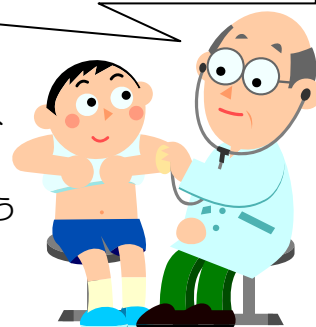
上位所得者（標準報酬が53万円以上）	150,000 円＋（総医療費－500,000 円）×1%
一般	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1%
低所得者（住民税非課税者等）	35,400 円

しかし・・・請求が面倒 ・請求を忘れる（未請求額の多さが話題になりました。）・存在そのものを知らない ・請求しても入金まで時間がかかる、等々、使い勝手は良くありませんでした。

なお、上記は協会健保の場合です。健康保険組合では、限度額がもっと低く設定されていたり、自分で請求しなくても、健保組合からお知らせをしてくれるので、本人は確認して捺印するだけ、というケースもあります。

2. そこで「健康保険限度額適用認定証」の登場です。

入院などで医療費の自己負担が多くなりそうな時は、事前にこの認定証入手して、窓口で提示します。それにより、1の表にある上限を超える金額を、医療機関で支払わなくても良くなりました。つまり、この場合は現金で支払うべき金額が少なくなります。



3. 手続きは至って簡単

社会保険事務所へ、用紙に必要事項を記載して提出するだけです。（ご自身なら記入に迷う項目はありません。）その後、本人あてに認定証が郵送されます。会社の証明は必要ありません。また、健康保険組合の場合は、組合に申請してください。

協会健保の用紙はこちらです⇒<http://www.sia.go.jp/sinsei/iryo/youshiki/037.pdf>

実際に医療機関で受診する際には、健康保険証と「限度額適用認定証」を窓口で提示します。